

令和6年12月2日

JOETSU CITY COUNCIL



各分科会の活動について

本日の内容

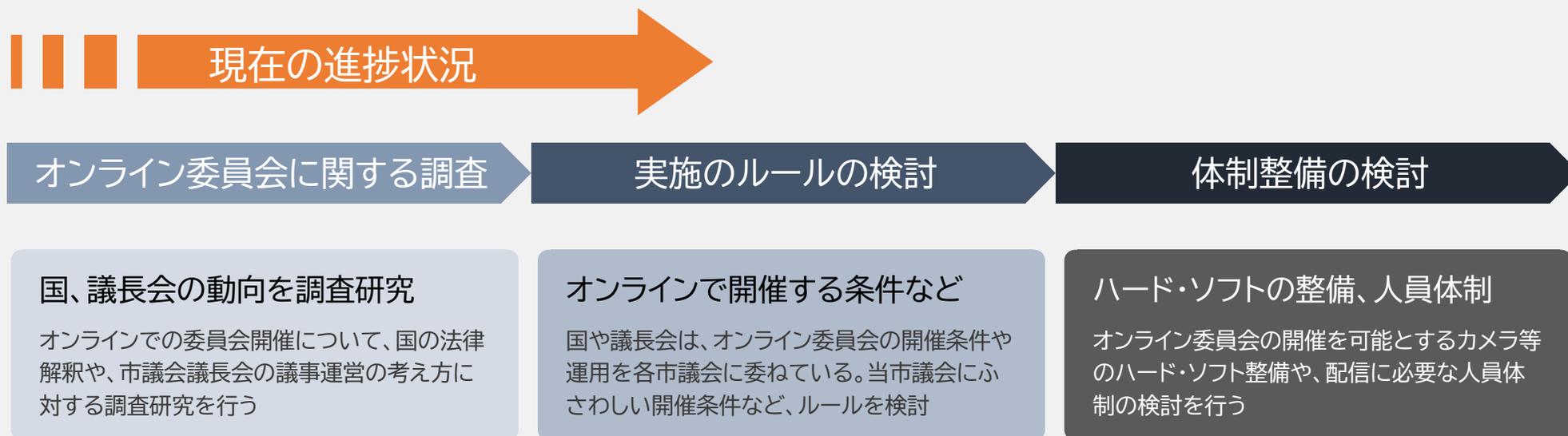
議題

- 01 経過報告及び協議事項について … オンライン委員会検討分科会
- 02 経過報告及び協議事項について … 通年会期制導入検討分科会
- 03 経過報告について … 議会基本条例等検討分科会

01 経過報告及び協議事項について

オンライン委員会検討分科会

01 オンライン委員会検討分科会の進め方



- オンライン委員会の開催に向けて、大筋として上の流れで検討を行うこととした。
- 分科会で決定した事項については、委員会に諮り、正式な決定とすることとした。

01 経過報告及び協議事項について

オンライン委員会検討分科会

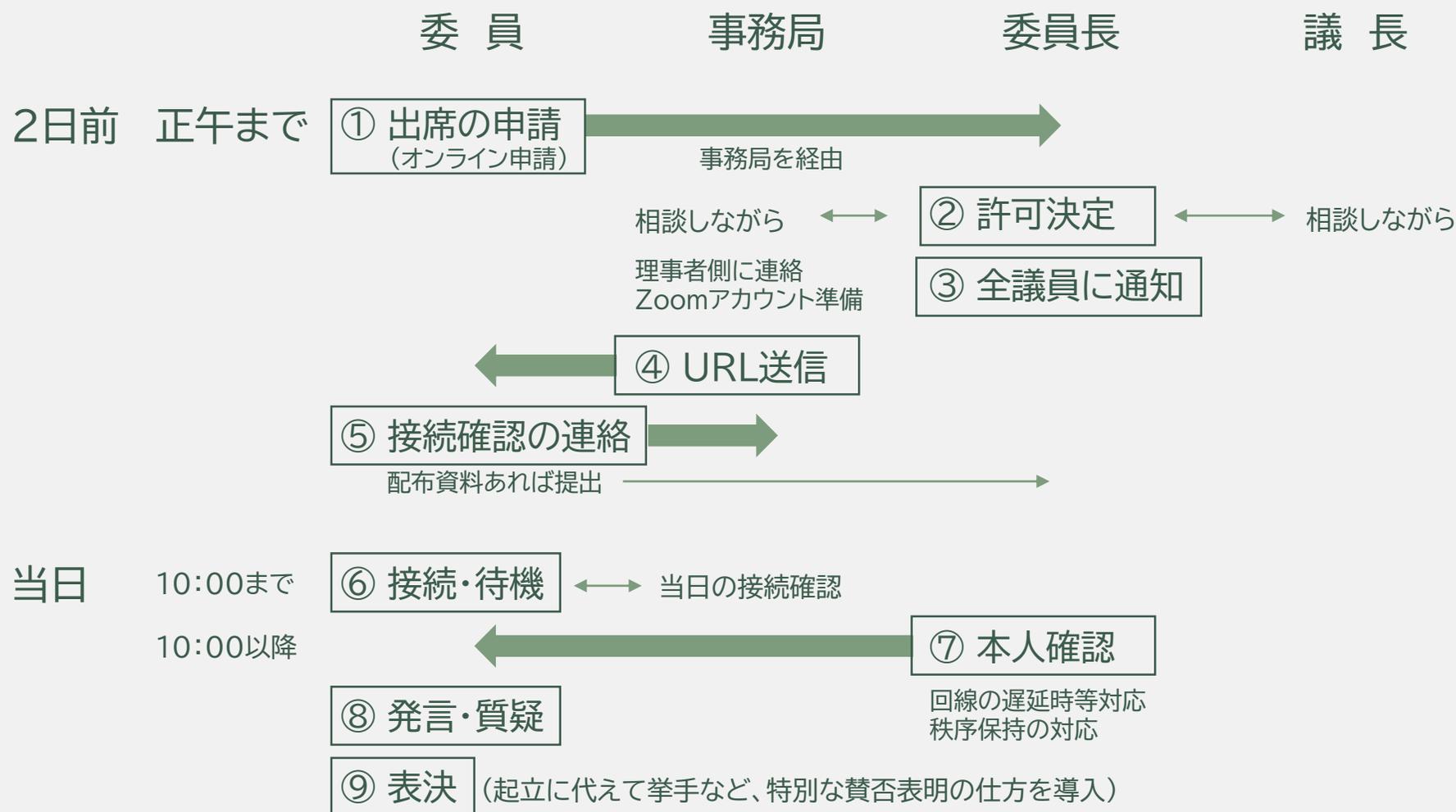
02 国、議長会等のオンライン委員会に関する動き

日時	発出者	内容	
R2.04.30	総務省	委員会のオンライン開催は可能 <ul style="list-style-type: none">○ 委員会条例と会議規則の改正が必須○ 現に会議室にいる状態と同様の環境をできる限り確保 議事の公開の要請への配慮 議員の本人確認や自由な意思表示の確保 情報セキュリティ対策を適切に講じること	← Point 1
R4.02.25	市議会議長会	標準委員会条例等の改正(参考) <ul style="list-style-type: none">○ 委員会条例と会議規則の改正案を提示○ 会議運営上の重要事項を示し、要綱・申し合わせで明文化することを提案	← Point 2
R4.12.28	総務省 地方制度調査会	地方議会に関する答申 <ul style="list-style-type: none">○ 地方議会に、多様な住民意見の反映を確保する観点から、積極的なICTの活用を提言、その一つにオンライン委員会の活用を答申	← Point 3
R6.02.08	市議会議長会	標準委員会条例等の改正(正式) <ul style="list-style-type: none">○ 全国の市議会で、オンライン委員会の設置が標準化	

01 経過報告及び協議事項について

オンライン委員会検討分科会

03 分科会検討の制度案【概要】 その1 開催の流れ



01 経過報告及び協議事項について

オンライン委員会検討分科会

03 分科会検討の制度案【概要】 その2 主な論点

論点 01

オンラインの事由

- ①災害などで、委員会室に参集できないとき、②育児・介護等で参集が困難なときにオンライン。無制限にオンラインとするのは時期尚早

委員会条例

論点 02

オンラインの手續

- 2日前までに、委員長に許可申請。紙ではなく、オンライン申請できるように
- 届出制は適当でない

委員会条例

運営要綱

論点 03

委員以外の出席者

- 請願紹介議員、委員外議員は、オンライン委員会時にはオンラインで出席できる
- 理事者側もオンライン出席を認める

委員会条例

論点 04

委員長等は参集

- 円滑な議事運営の確保のため、委員長、副委員長、議長は委員会室に参集しなければならない

運営要綱

論点 05

通信障害の対応

- 委員会中に、通信障害が発生した場合、オンライン委員は一時退席とみなす

運営要綱

論点 06

秩序の保持

- 委員会中に、委員長の進行に従わないなど、オンライン委員が秩序を乱した場合は、委員長は、回線の遮断を命じることができる

運営要綱

論点 07

特別な賛否表明

- 画面越しでは、起立しているか不明な場合があるため、起立に代えて挙手を許すなど、特別な賛否表明の仕方を導入

運営要綱

論点 08

協議調整等の場

- 全員協議会、広報広聴委員会、各派代表者会議など、委員会以外の会議もオンライン出席できるように改正

会議規則

01 経過報告及び協議事項について

オンライン委員会検討分科会

➤ 意見提出

- ✓ 開催の流れ・主な論点を参考に、添付の条例等の改正案等について意見を提出
 - 上越市議会委員会条例改正案
 - 上越市議会会議規則改正案
 - 上越市議会オンライン委員会運営要綱制定案
- ✓ 締切日は12月13日(金)
- ✓ 様式任意、ラインワークスのトーク、メールでも可
- ✓ 次回の委員会は、意見を基に、制度案について議論
- ✓ 大きな異論・修正等がなければ、制度案の採否について採決
- ✓ 分科会では、今後、理事者側との協議・資機材等の検討に着手予定

02 経過報告及び協議事項について

通年会期制導入検討分科会

01 通年会期制導入検討分科会の考え方

結論 まずは、専決処分事項から検討に着手することとした。

理由 ① 当市議会の通年会期制導入の目的は、行政のスピードへの対応

⇒ 最速で意思決定を行う手段である専決処分事項を分析し、議会が対応可能か検討

② 専決処分事項が議案になったときは、臨時会が開催される

⇒ 導入後の年間のスケジュールの検討に必要

POINT

通年会期制の導入に当たり、**専決処分事項**の検討は最重要事項

02 経過報告及び協議事項について

通年会期制導入検討分科会

01 通年会期制導入検討分科会の考え方

具体例：R5年度の定例会・臨時会、専決処分

専決処分↓議案となることにより、年間スケジュールが変わってくる

月	議会日程	専決処分(179)	備考
12月	定例会		
11月	臨時会	7号	11/7 市道、林道等の復旧
10月	臨時会		10/30 少雨高温対策、エネルギー価格高騰対策
9月	定例会 臨時会	6号	9/28 少雨高温対策として農業者支援
8月	臨時会	5号	8/3 大雨被害による市道、林道等の復旧
7月			
6月	定例会		
5月	臨時会		5/23 指定管理者の指定
4月			
3月	定例会 臨時会	2・3・4号	3/31 市税条例等の一部改正、子育て世帯支援
2月	臨時会	1号	2/8 道路除雪費、高齢者の除雪費支援
1月	臨時会		1/23 子育て世帯支援、エネルギー価格高騰対策

02 経過報告及び協議事項について

通年会期制導入検討分科会

02 分科会での、専決処分事項の検討の流れ

- I. 専決処分に関する法律の規定・基本原則について理解を深めた
- II. これまでの当市の専決処分事項の運用について改めて確認した
- III. 通年会期制の導入市の専決処分事項の運用について理解を深めた
- IV. 当市議会の専決処分事項のあるべき方向性について議論

次ページ以降で
概要を説明

02 経過報告及び協議事項について

03 専決処分に関する法律の規定・基本原則等

	地方自治法 第179条	地方自治法 第180条
説明	<ul style="list-style-type: none">● 法律で定める4つの「理由」により、議会を開くことができないときに、首長が自ら議決に代わり意思決定を行うもの● 実は4つの理由のうち、3つはほぼ使われることはない。● 使われる理由は、「議会の招集する時間的余裕がないため」のみである。● したがって、<u>179条の専決処分とは、議会の招集する時間的余裕がないとき、首長が議決事件を自ら処分するものと捉えてよい</u>	<ul style="list-style-type: none">● 議会が、軽易な議決事件のうち、首長において意思決定してよいと認めるものをあらかじめ決めておき、首長は、決定に基づき意思決定を行うもの● 決定は、議決をもって行う。議会によっては、条例で定めているところも存在する。● 法の趣旨を踏まえると、<u>180条の専決処分とは、軽微な事項や意思決定の余地が少ないなど、議会が審議・審査しなくてもよいと判断したものを首長に任せるものと捉えてよい</u>

- 通年会期制を導入すると、専決処分ができなくなるといわれるが、
 - ①常に会期中であることから、会議開催を機動的に行える
 - ②会議開催を機動的に行うことができれば、時間的余裕がないといったことが生じない
 - ③したがって、179条の専決処分をすることができない との理解による

※ 裏を返すと、180条の専決処分の増減については、通年会期制度とは無関係ということになる

02 経過報告及び協議事項について

通年会期制導入検討分科会

04 当市の専決処分事項の運用

- 179条の専決処分（時間的余裕がない場合に行う専決）
 - ✓ 平成29年から令和6年までの専決処分一覧は別紙のとおり
 - ✓ 次に掲げる事項が特徴
 - ① 災害(感染症、大雪含む)、選挙、緊急経済対策、年度末の税条例改正が主な理由
 - ② 令和2年以降、緊急経済対策(コロナ対策、物価高騰対策、子育て世帯支援等)による専決処分が増加
- 180条の専決処分（軽易な事項を委任する専決）
 - ✓ 当市議会では、3つの事項を指定・委任
 - ① 昭和46年議決 少額(50万以下)の損害賠償の額の決定・和解
 - ② 平成17年議決 市町村合併に伴う規約の変更
 - ③ 平成20年議決 工事等の請負契約の契約額の軽微な変更

02 経過報告及び協議事項について

05 通年会期制導入市の専決処分についての概要

- 専決処分実施(179条・180条合わせて)の有無
 - ✓ 56市区中、56市区が通年会期制導入後も何らかの専決処分を実施
- 179条の専決処分の有無
 - ✓ 56市区中、17市区の市区が通年会期制導入後も、179条による専決処分を実施
 - ✓ 主として年度末の市税条例等の改正・衆議院の解散等に伴う選挙費の増額補正
- 180条の専決処分の有無（多くの市区議会が指定の議決をしている事項）

専決処分事項の概要	180条としている市区	当市の状況
• 地方税法等の改正に伴う税条例等の改正	32/56	179条で専決処分
• 災害等の応急復旧に係る補正予算	29/56	179条で専決処分
• 解散等の事由に基づく選挙費の補正予算	33/56	179条で専決処分
• 損害賠償の額の決定・和解等	34/56	180条で専決処分
• 工事請負契約の少額の変更	29/56	180条で専決処分

02 経過報告及び協議事項について

06 通年会期制導入に向け、専決処分に関する分科会の結論

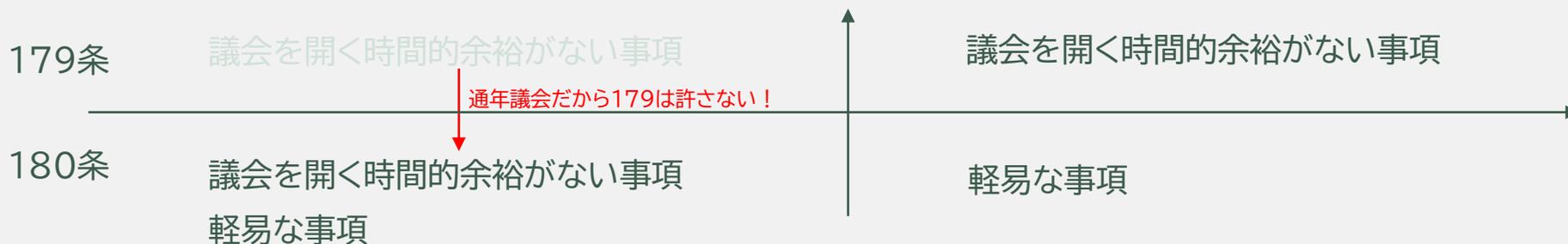
I. 通年会期制導入各市区の専決処分を分析すると、おおむね次のいずれかの専決処分のパターンを採用している

180のみパターン

- A) 通年会期導入後は、会議を開催する時間的余裕がないということはあるにないという考え方
- B) この考え方を基に、首長が179条の専決処分をすることは許さないという立場
- C) 代替措置として、招集する時間的余裕がないと思われる議決事件については、180条の専決処分事項の指定をする

179+180パターン

- A) 通年の会期を導入後も、現実には、会議を開催する時間的余裕がない場合もあり得ることを前提に、179条の専決処分を認める考え方
- B) 当然、179条の専決処分を行っている
- C) 179条の専決処分と180条の専決処分を合わせて、緊急の行政執行と軽易な事項等に対応している



- D) この考え方は、首長の判断で行う179条の専決処分をできるだけ抑制し、専決処分事項を完全に議会のコントロール下に置くもの

- D) この考え方では、首長が独断で行う179条が行われる余地を残すことになるが、想定外の事態が生じても対応が可能になるメリットがある

02 経過報告及び協議事項について

通年会期制導入検討分科会

06 通年会期制導入に向けた分科会の考え

II. 当市議会における179条専決処分事項の分析

災害対応や経済対策などは、補正予算の内容によっては本会議で議論すべき内容もありうる

専決処分事項	概要	特徴	専決の適否
<ul style="list-style-type: none"> 解散等の選挙費の歳入歳出予算の補正 	解散、欠員等を理由とする衆議院議員総選挙を執行するための選挙に要する経費について、補正予算で措置するもの	<ul style="list-style-type: none"> 解散等から執行まで時間がない 議論の余地が少ない 	179条 ○ 180条 ○
<ul style="list-style-type: none"> 災害応急復旧に係る歳入歳出予算の補正 	地震、台風、大雨等の自然災害による、市道、農道、ガス管、水道管等の復旧や公の施設の修繕に要する費用を補正予算で措置するもの	<ul style="list-style-type: none"> インフラ復旧などは迅速な執行が必要 議論の余地あり 	179条 △ 180条 △
<ul style="list-style-type: none"> 経済対策に伴う、歳入歳出予算の補正 	感染症対策、物価高騰対策、エネルギー価格の高騰等に対して、市民生活、中小企業、子育て世帯等への支援として、補助金等の交付を行うもの	<ul style="list-style-type: none"> 経済対策についても迅速な執行が必要 国県等は議論の余地少 	179条 △ 180条 △
<ul style="list-style-type: none"> 地方税法等の改正に伴う税条例等の改正 	地方税法等の改正が概ね3月29日から31日までの間に公布されることに伴い、4月1日までの間に市税条例等を改正する必要があるもの	<ul style="list-style-type: none"> 法令の公布から条例施行日まで時間がない 議論の余地が少ない 	179条 ○ 180条 ○
<ul style="list-style-type: none"> 大雪による除雪費の歳入歳出予算の補正 	降雪に伴い、市道の除排雪、要援護世帯への除雪支援に要する経費が不足が見込まれる場合に当該費用を補正するもの	<ul style="list-style-type: none"> 降雪直後に迅速に市道除雪の必要性がある 議論の余地が少ない 	179条 ○ 180条 ○

02 経過報告及び協議事項について

通年会期制導入検討分科会

06 通年会期制導入に向けた分科会の考え

III. 分科会案 行政執行のスピード化への対応のために通年会期制の導入を目指しており、179条の専決処分をなくすことを原則とし、個別の取扱いは理事者側の意見を聞きながら判断する

月	議会日程	当市179専決処分とおおむねの時期	対 応 案	専決処分
12月	定例会	05 解散、欠員等に基づく選挙費に係る歳入歳出予算の補正	選挙期日まで時間が限られ、迅速な執行の必要性と議論の必要性が限定されることは理解。意見を聞きながら判断	180?
11月	臨時会?			
10月		04 地震、台風、大雨等自然災害からの応急復旧に係る補正	災害対応についても、幅広い内容が想定される。議論すべき補正予算もあることを前提に、理事者側の意見を聞き、判断	180?
9月	定例会			
8月	臨時会?	03 物価高騰、子育て世帯支援などの経済対策等の補正	国等のパッケージから市独自の支援まで幅広いが、市民生活に深く関係し、議論の必要性は高い。原則として議案とする	
7月				
6月	定例会	02 年度末の税条例の改正	法改正から条例の施行まで時間的余裕がないことは理解。理事者側の意見を聞きながら判断。180条の側面もある	180?
5月	臨時会			
4月		01 大雪による除雪費の補正	降雪時には、速やかな道路除雪等が必要であることは理解。理事者側の意見を聞きながら判断	180?
3月	定例会			
2月	臨時会?			180?
1月	臨時会?			180?

02 経過報告及び協議事項について

通年会期制導入検討分科会

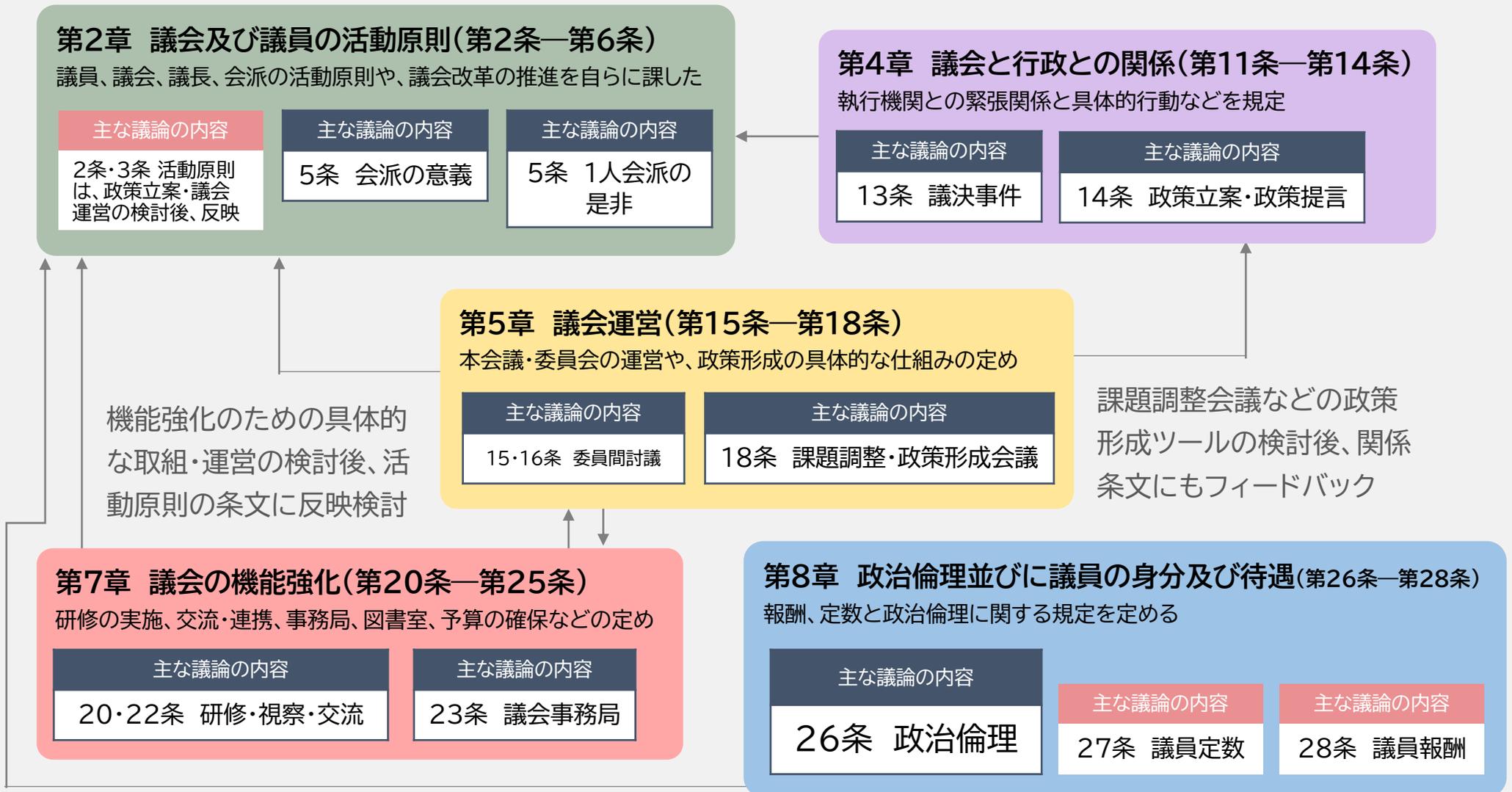
➤ 意見提出

- ✓ 専決処分事項の取扱い案(前ページ)について、意見があれば提出してください
- ✓ 締切日は12月13日(金)
- ✓ 様式任意、ラインワークスのトーク、メールでも可
- ✓ 次回の委員会は、意見を基に、専決処分事項の取扱いについて議論
- ✓ 大きな異論・修正等がなければ、採決
- ✓ 理事者側との協議が必要な案件であり、分科会が理事者側の担当と協議することについても採決する
- ✓ 分科会では、今後、委員会の委任を受けて理事者側との協議に入る予定

03 経過報告について

議会基本条例等検討分科会

委員会において、議論を継続・改善を検討するなどされた取組(主なもの)



- その他、第3章 市民と議会との関係(第7条—第10条)は提言することを中心に議論を継続する
- 第6章 政務活動費(第19条)、第9章 最高規範性(第29条)、第10章 見直し等(第30条)は特段の取組なし

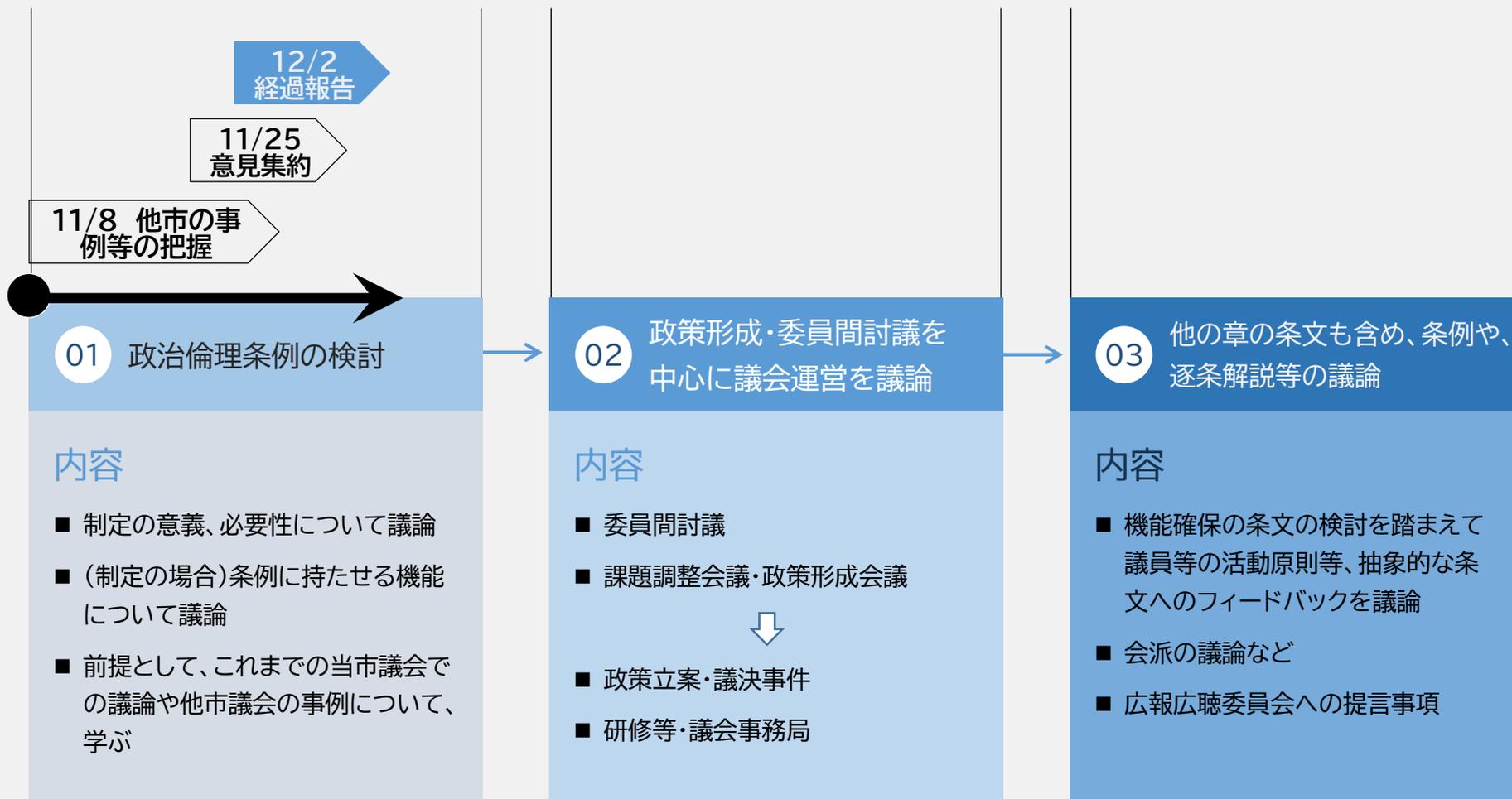
03 経過報告について

議会基本条例等検討分科会

政治倫理条例・ハラスメント条例から検討をスタート
現在、結論を得る為の議論に向けて意見集約中

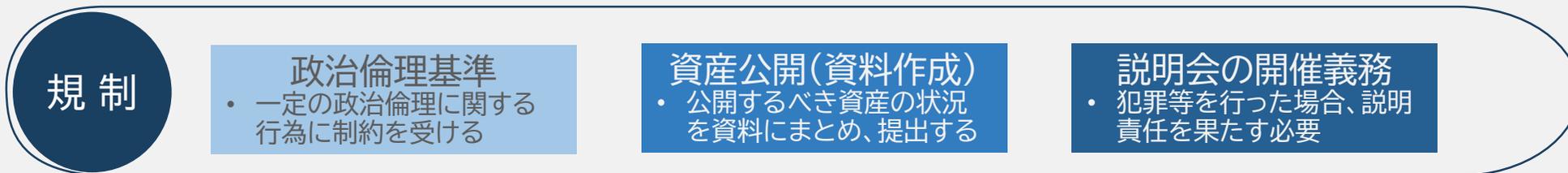
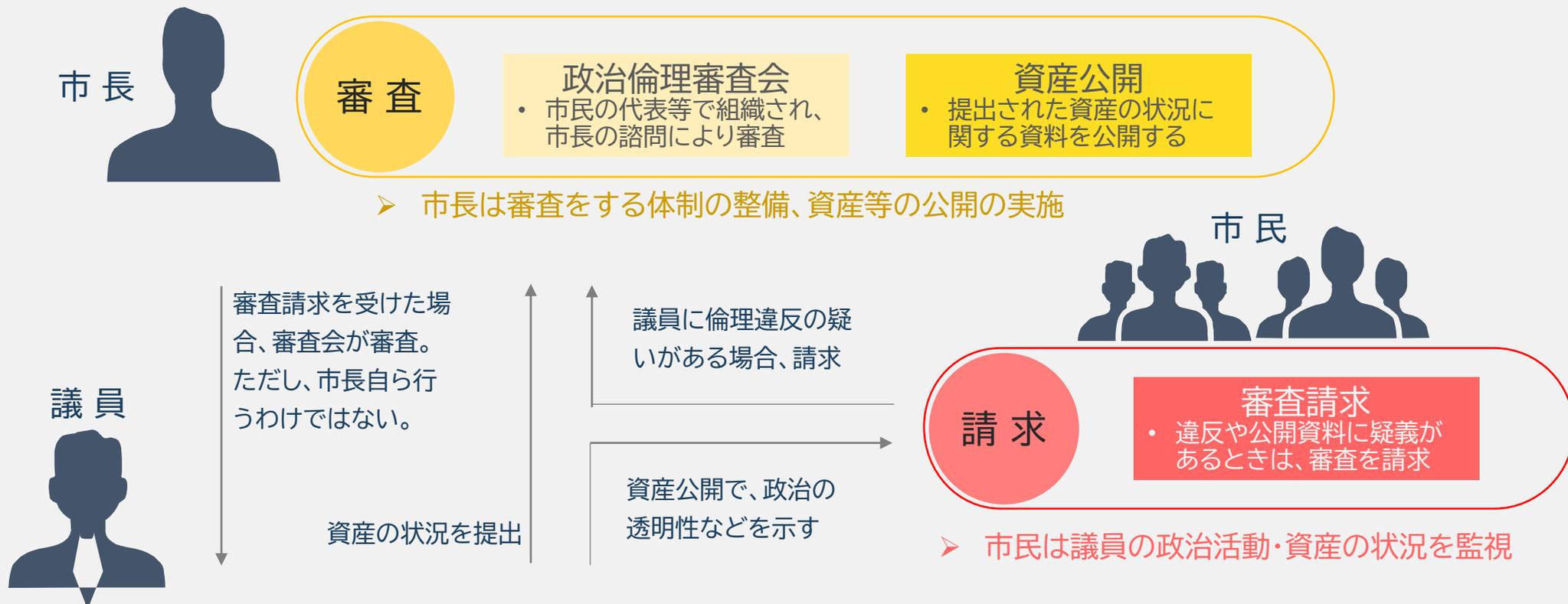
当面の進め方と進捗

分科会 委員会



03 経過報告について

政治倫理条例の全体イメージ図



➤ 議員には政治倫理の公正を保つための制約・義務が課せられ遵守しなければならない

03 経過報告について

ハラスメント条例の全体イメージ図

透明性

- 研修会の実施
・ ハラスメントに対する研修会の実施
- 対応状況の公表
・ 研修会などの実施状況を公表

➤ ハラスメントが生じないように、透明性のある環境を整備

